

第5回検討委員会
令和7年12月15日
資料Ⅱ

県立高校の将来ビジョン検討委員会

説明資料

鹿児島県教育庁高校教育課

說明資料

檢討事項

■ 検討事項

1 生徒の多様な学びのニーズへの対応【第2回・第3回】

(1) 不登校生徒の学習機会の確保

- ・ 全日制・定時制・通信制、学びの多様化学校

(2) 全ての生徒の学びの充実

- ・ 探究・文理横断・実践的な学び
- ・ 産業界等と専門高校の連携・協働
- ・ 単位制

(3) その他

2 生徒数減少への対応【第4回・第5回】

(1) 少子化が加速する地域における高校教育の在り方

- ・ 学校の配置、学校の規模、通学区域
- ・ 小規模校の教育条件の改善（遠隔授業など）

(2) 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化

(3) その他（通学支援、寮）

■ 本日、検討していただきたいテーマ

- (1) 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化
 - ・ 『魅力ある県立高校』とは
 - (2) 少子化が加速する地域における高校教育の在り方
 - ・ 通学区域
 - ・ 学校の配置 (各課程、各学科)
 - ・ 学校の規模 (望ましい学校規模)
 - ・ 小規模校の教育条件の改善 (遠隔授業など)
 - (3) その他
 - ・ 通学支援、寮など
- ★ 「国における高校教育改革」
-
- The diagram consists of two large vertical brackets on the right side of the list. The first bracket groups items (1) and (2) under the label '第4回'. The second bracket groups item (3) under the label '第5回'.

第4回「県立高校の将来ビジョン検討委員会」での主な意見

◎ 生徒数減少への対応

(1) 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化

- 多様化と少子化の中にあって、魅力ある高校を作っていくことは難しいとは思うが、未来を見据えた議論を行うのが検討委員会の役割だと思う。専門学科の魅力化と教育水準維持には、外部の専門知識を持つ人材を積極的に登用することが必要ではないか。地域の特色を生かした専門学科を整備することで地元定着につながると考える。普通科、専門学科に関わらず、地元企業との連携を強化し、特に専門学科では企業と生徒が協働で学ぶ機会を設けることが必要であり、これにより生徒が地域の魅力を再認識し、県内就職率の向上にもつながるのではないか。
- 学校ごとの運営経費はとりまとめないと説明があり、これまでの魅力化の成果検証も今後工夫ということだが、多額の公費が投入されている以上、議論が遅いのではないか。私立であれば経営が成り立たないような高校が散見される。私立は生徒に納得してもらって結果を出すことによって魅力を上げていくことに力を入れており、補助金・授業料で運営しているが、その中でどうやって良い学校をつくっていくのかに必死に取り組んでいる。公立高校は離島やへき地もあるので、一人当たりの額が一概に多い少ないを問題にするということではないが、少なからず予算があるので、どのような使われ方をしているのか見える化していく必要があるのではないか。
- 一つの市町に一つの高校というところについては、学校規模ではなく、別の要素でどうしてもやっていかなければいけないということで、市町においても様々な支援をされているところもある。人口圧が高い地域では、魅力化を図って生徒を集めることも可能であり、単体で考えればそういった学校もいくつもあるため、一律に語るのは難しいが、高校の魅力化ということといえば、やはり入口と出口が意識される。どういう形で魅力を伝えて生徒を集め、どういう形で進路保障をして、それをまた魅力につなげていくのか。地域の特色ある企業との結びつきや、同窓会とのつながりを持つことで活性化することもできる。活性化のためにどれだけ公的なお金を投入できるのかということも検討していただければと考える。学校規模によって、その学校の目指していく方向は違うべき、というかそういった工夫をきちんとしていくべき。セーフティネットとして公立学校がどういう役割を果たすべきかという観点も含めて検討されるべきと考える。
- 公立高校にはそもそも意義や役割があり、それを明確に示す必要がある。学校の魅力づくりは簡単に答えが出る問題ではなく、O BやP T A、地域企業など地域ぐるみで生徒確保や就職支援に取り組んでいる。鹿児島県は、南北600kmあり、地域によって状況が違うため、地域ごとの実情に応じた柔軟性を持たせた上での検討が必要ではないか。
- 若者は情報をほとんどネットで集めている。私立は積極的に情報発信している一方、公立高校は発信が弱く、受験の段階では学校の特色が分かりにくいという現状がある。各高校とも生徒主体のS N Sアカウントをつくり、県が支援する形で発信を促せば、公立高校の認知が高まり入学希望者が増えるのではないか。
- 懇話会のとりまとめでは、生徒目線の「学びたい学びがある高校」「充実した楽しい学校」「進路目標を達成できる高校」が挙げられており、これは学校教育法の目標のうち「個性の確立」と「進路の達成」に合致している。一方、「国家・社会の形成者（主権者）を育む」という視点が懇話会や県教委が実施しているアンケートでは欠けている。県内のどこに住んでいても無理なく、経済的にも通学時間的にも無理なく通えるということは、私立高校を含めた公教育において共通性として確保することが大事だと考える。

■ 第4回「県立高校の将来ビジョン検討委員会」での主な意見

(1) 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化

- 中学生が高校を選ぶ際には「どんな学校なのか」事前に調べ、自分の希望に合うかを確認することが重要である。大学進学を希望する生徒は、大学への進学状況を見て選んでいる。私立の方は大学入試の方法変更や、それに対応する取組についても話をされる。学校に入ってから生徒のニーズに応じた取り組みができているかについて情報発信をしていただければ、中学生が選択しやすい。
- 鹿児島県では、高校卒業後に就職する人も多いと聞く。県の中でこれから引っ張っていく人材が高校で生まれると考えると、高校で何を学んでおくかというのは鹿児島県を引っ張っていく人にとっての最高学府としての自覚が重要。全国的にも魅力化は話題になるが、出生数が全国で減少する中では「よそから人を連れてくる」ことをイメージした魅力化には限界がある。限られた人数の中で、どういった人を育てて地域を引っ張っていってもらうかを考えなければいけない。進学率を考えれば、高校の中でそのことを自覚してもらうような教育をしっかりとしておく必要があるのではないか。
- スケールに応じた学校の特色づくりを考えるに当たっては、対象者を限定したアンケートでは、不十分である。入学後、或いは卒業後に生徒が受けた教育を評価し、改善に何が必要かを把握するための基本的なデータを公立高校も含めて体系的に取るべきである。
- 高校生の多くは、早期の文理選択や学校選びに高校在学中に違和感を感じ、その現状や進路変更の不自由さに悩み、満足していない。中学生の段階で高校やその先で何を学ぶかを十分に理解できていないことが原因である。大人が責任を持って中学生に対して、高校での学びや鹿児島県として育てたい人材像を丁寧に伝え、充実した高校生活が送れるような教育環境を整えるべきである。

(2) 少子化が加速する地域における高校教育の在り方

① 通学区域

- 定員割れしているにもかかわらず学区外からの受け入れ制限のある普通科がある。柔軟に見直してほしい。
- 小規模校の学区外からの受け入れについては、普通科単体で考えれば対象範囲が広がる余地はあるのではないか。通学区域の撤廃については、人気のある中心校へ生徒が集中して大きな課題が生じる懸念がある。
- 通学区域は、現状維持が適当であると考える。全県一区にしたところでは、都市部に生徒が集中し、地方校の定員割れに拍車がかかるという状況もある。学びのセーフティネットという観点からも、通学区域をこれ以上拡げるべきではない。

② 学校の配置、学校の規模

- 4～8学級が適正規模との考えが全国的にはあるが、鹿児島県には全く合わない。2～3学級規模の学校は経営的に難しいのか、セーフティネットとして公立高校がどのような役割を果たすべきかという観点も含めて検討するべきである。
- 学びのセーフティネットとして、県内どこに住んでいても経済的にも、通学時間にも無理なく通えることが重要である。公教育の機会均等、学習保障の観点から、私立も含めて全ての学校において共通して確保するべきではないか。
- セーフティネットとしての学校は、公立で整備することが重要である。選択肢が多い地域では特色ある学校の最適化が重要だが、選択肢が少ない地域では過度な負担なく通える「地域の学校」が多様な役割を担うことが不可欠である。

第4回「県立高校の将来ビジョン検討委員会」での主な意見

② 学校の配置、学校の規模

- 地域ごとに特色ある学校が残っている一方で、生徒数の減少を踏まえて、学校配置の整理・見直しについて検討することが必要ではないか。単純な廃校ではなく、学校を統合して学級数を確保することで、十分な生徒数・教職員数を維持し、特色ある教育活動、魅力的な教育活動をできるように考えていく必要がある。
- 地域ごとに1校は核となる公立高校を残すべきである。市町によって、高校の数に偏りがあるため、バランスを考慮して、配置を見直す必要がある。小中学校では子どもの学習を充実させるために、統廃合を進めてきた経緯があり、公立高校の統廃合も避けて通れない問題である。
- 遠隔授業配信センターを通じて離島などで不足する教科の配信を行うなど、高校教育改革が進んでいる一方で、共通性の確保には課題が残る。通学距離や部活動の運営形態などにより協調性や協働性といった資質を共通の土俵で育てるのは難しい。学校の配置や規模を決める際には、育成すべき子どもの姿を念頭に置いた計画を検討していただきたい。

③ その他

- 通学手段の確保が大きな課題である。県の通学補助金があっても、バス等が運行されない現実が通学を阻んでいる。県民の思いを受け止めて、解決策を講じるべきだ。
- 私学はほとんどの学校がスクールバスを持っており、基本的に、公共交通機関で通えないルートで運行しているが、燃料高など物価上昇で運営は非常に厳しく、運転手確保も難しい。公立高校においては、内部コストをさらに削減し、地元の協力を得られるような体制を作る必要があるのではないか。
- 公立高校入試のウェブ出願と採点の自動化の両方を導入していないのは九州で鹿児島だけと聞いている。導入には費用がかかるが、教員の負担が大幅に減り、その時間を生徒への指導や教材研究に充てられる利点がある。公立高校は、魅力化に向けて、できることが多い。教員が学ぶ時間を作るためにも、タイムパフォーマンスを高めるための業務削減が重要である。
- アントレプレナーシップ教育に力を入れることで、起業する生徒が出てきて、地域活性化につながるのではないか。
- 私学の通信制高校では、小さなキャンパスを複数つないで、教員が巡回したり、ネットで発表会をしたりしている。一方で、日常的に対面で支える教員は少なくなる。そのような環境においては、日々接する教員は、生徒指導や教育相談といった広い意味での支援を重視し、専門的な指導は、色々な技術を使いながら確保する方法もある。費用負担の問題はあるが、公立高校を充実させることができが、生徒にとって重要な選択肢になるのではないか。
- 交通事情やバス運転手不足などで通学支援には限界があり、輸送だけで解決できないため、オンライン活用を避けられない状況にある。対面かオンラインかの二項対立ではなく、中間的な仕組み（クオーター制や学期・季節ごとの集中による対面とオンラインの併用、科目別の分担など）を導入し、送迎も地域ごとに順番にローテーションで回して、一年を通してバスの需要を安定化させるなどして違うべき場とオンラインで対応する場を分散させる工夫が必要ではないか。

第4回「県立高校の将来ビジョン検討委員会」での主な意見

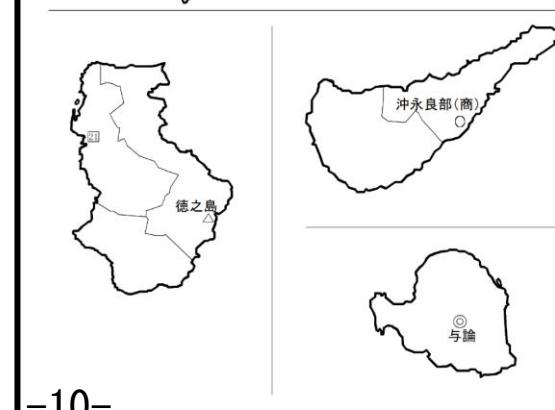
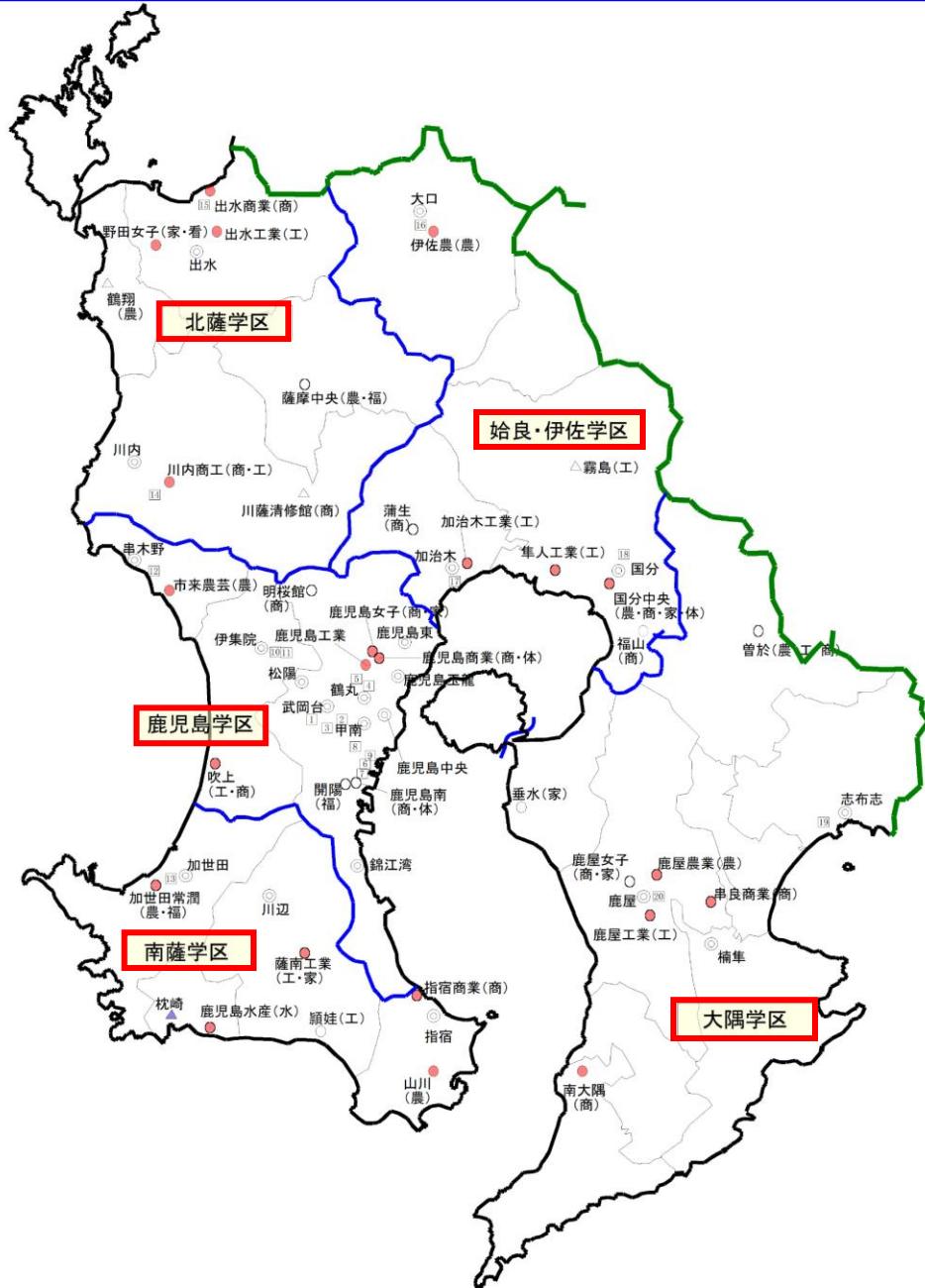
③ その他

- オンライン授業がうまく進んでいない原因は、教員も生徒も経験不足からくるものであり、採用や教職の指導段階でオンライン授業を推進できる教師をまず増やすこと、また中学校段階から生徒にオンライン授業経験を積ませることで生徒自身も習得や自身の適性理解が重要である。高校間で曜日を合わせるなど授業配信の運用を統一すれば、現在多くの高校で選択できない理科や社会の科目を共同配信でき、生徒の科目選択の幅を広げられる。教える側、学ぶ側のオンライン力をどちらも高めるべきである。
- 多様性への対応については、高校教育改革が少しずつではあるが、進みつつあるのではないかと思う。一方、共通性の確保については、やはり一定の規模など条件が同じでないと通学の長短もあるだろうし、部活動の在り方としても、合同で出場せざるを得ない学校もある中、協調性や協働性、目標を持ってチームでやり遂げるといった資質能力をいかに共通に育成するかが課題である。学校の配置や規模を県教委で整理する際は、育成していく子ども達の姿を考えながら計画を立てていただきたい。
- 6月に成立した改正給特法の附則に、中学校の35人学級のことや定数改善についても検討を進めるということ書かれており、また、「部活動の地域展開」についても高校にも波及することも考えられるので、今後また状況が変わってくるということも見据えて議論していく必要がある。
- コロナ禍は大きなチャンスだと思っていたが、本県においては、オンライン授業は全然進まなかった。これまでの固定観念や、思い込みを取り扱う必要があるのではないか。
- 財務の制約を明確にしないと現実的な課題解決ができない。どの範囲で何が可能かを把握することが重要である。公立と私立の壁をなくして知恵と資源を共有し、他県での多様な試みを参考に、格差是正や新しい解決策を積極的に取り入れるべきである。

説明資料

高校の配置（各課程・各学科）

■ 高校の配置（全日制）《令和7年度》

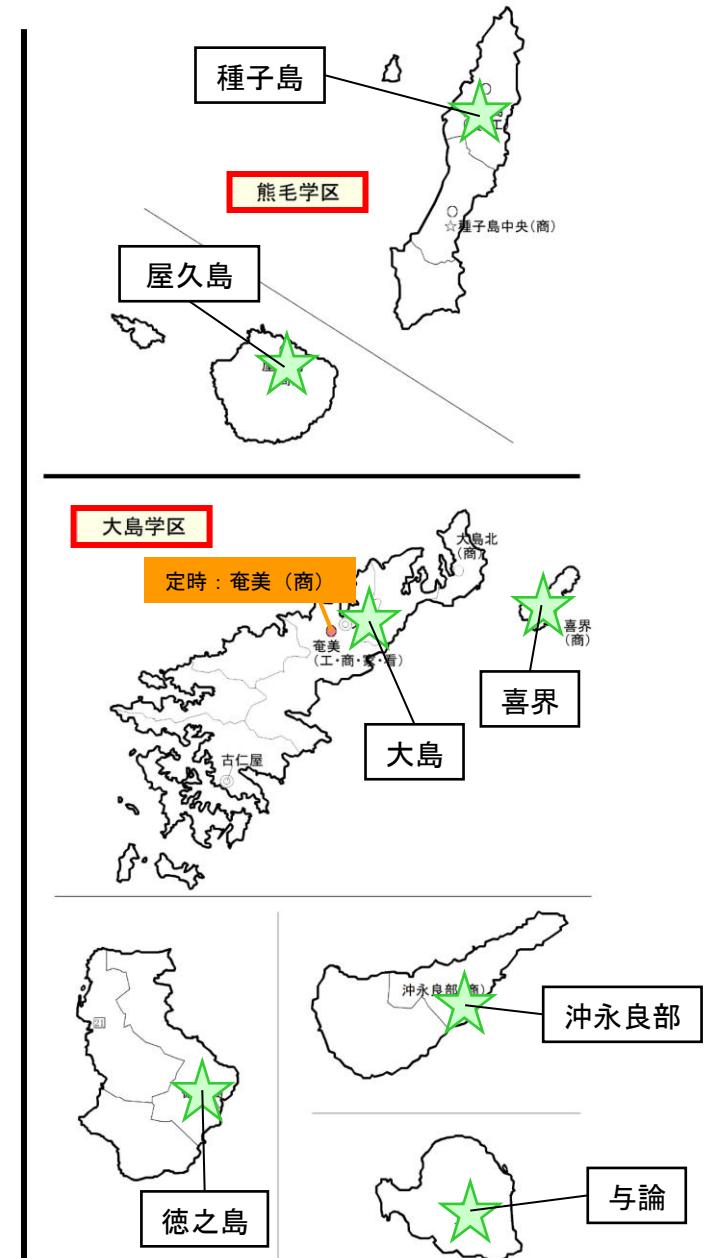


- 専門学科校
- ▲ 総合学科校
- 普專併置校
- △ 総合学科併置校
- ◎ 普通科校
- ☆ 普通科以外の普通教育を主とする学科を有する学校

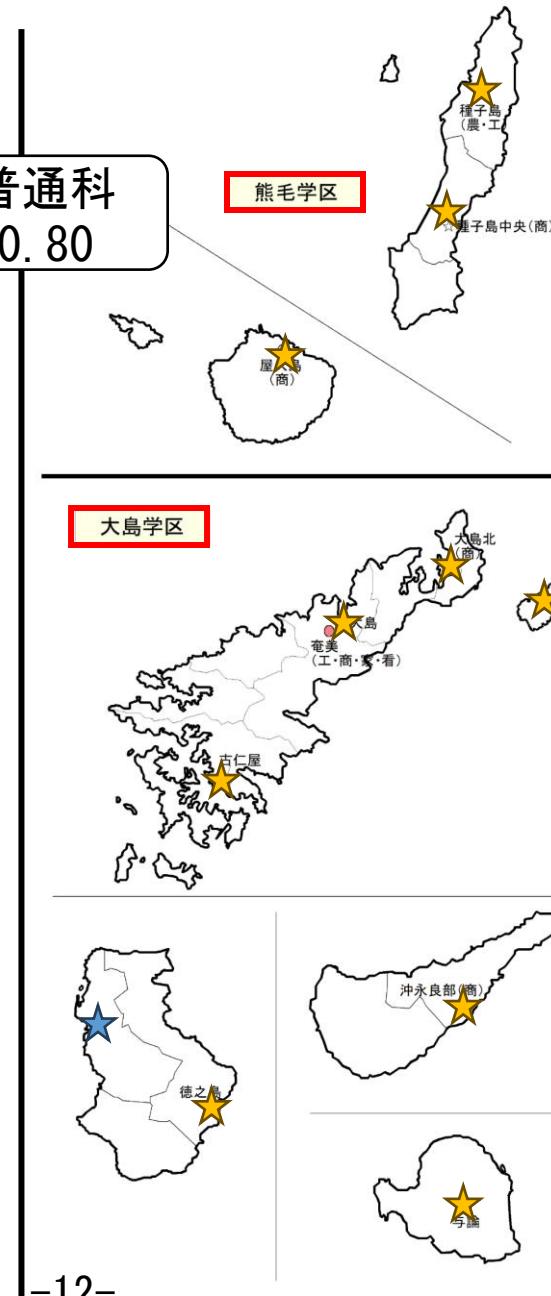
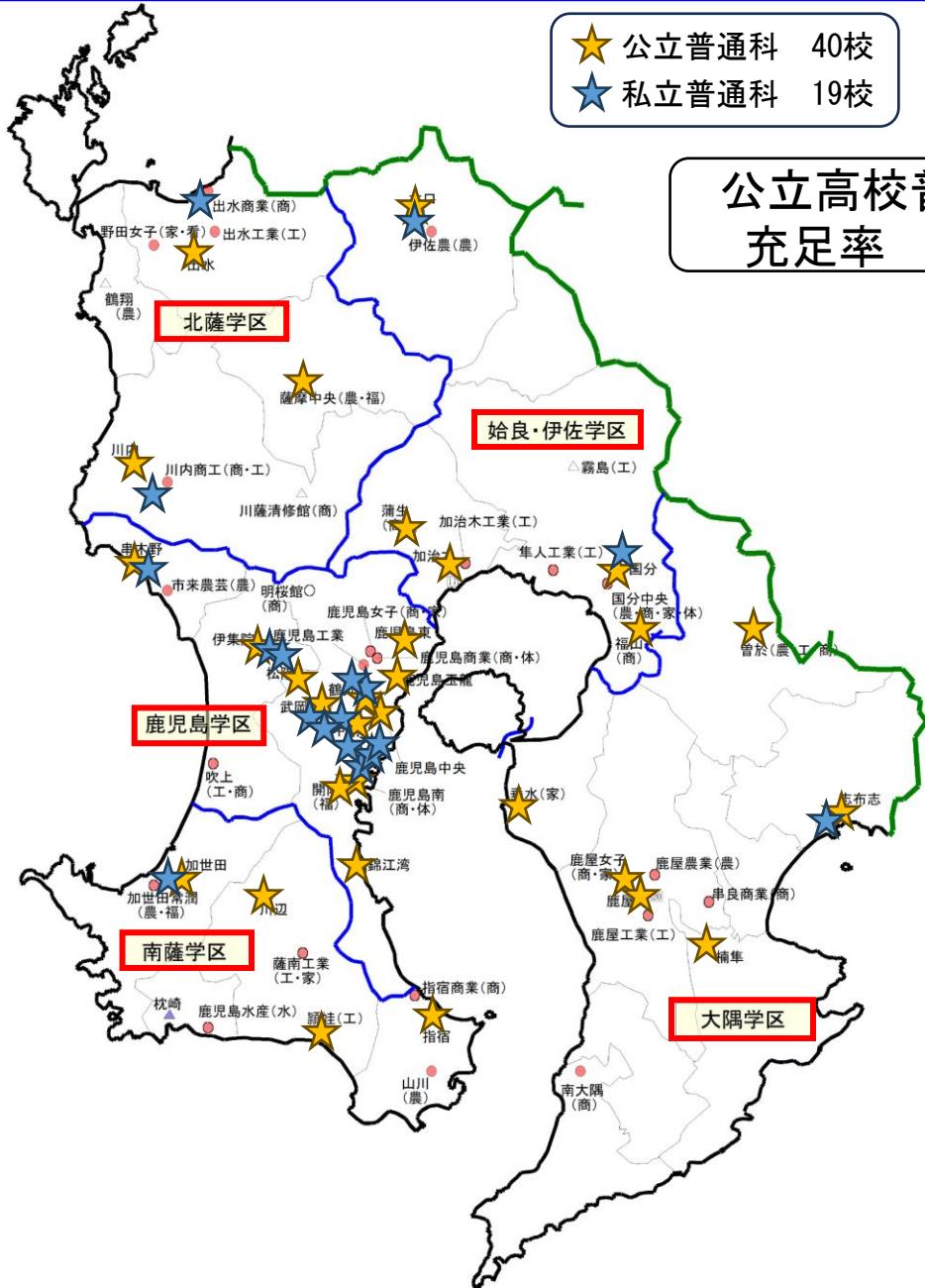
〈□私立高校〉

- | | |
|-----------|----------|
| 1 池田 | 2 樟南 |
| 3 鹿児島実業 | 4 鹿児島 |
| 5 鹿児島修学館 | 6 ラ・サール |
| 7 鹿児島情報 | 8 鹿児島純心 |
| 9 志學館 | 10 鹿児島城西 |
| 11 鹿児島育英館 | 12 神村学園 |
| 13 凤凰 | 14 れいめい |
| 15 出水中央 | 16 大口明光 |
| 17 龍桜 | 18 鹿児島第一 |
| 19 尚志館 | 20 鹿屋中央 |
| 21 樟南第二 | |

高校の配置（定時制、通信制）《令和7年度》

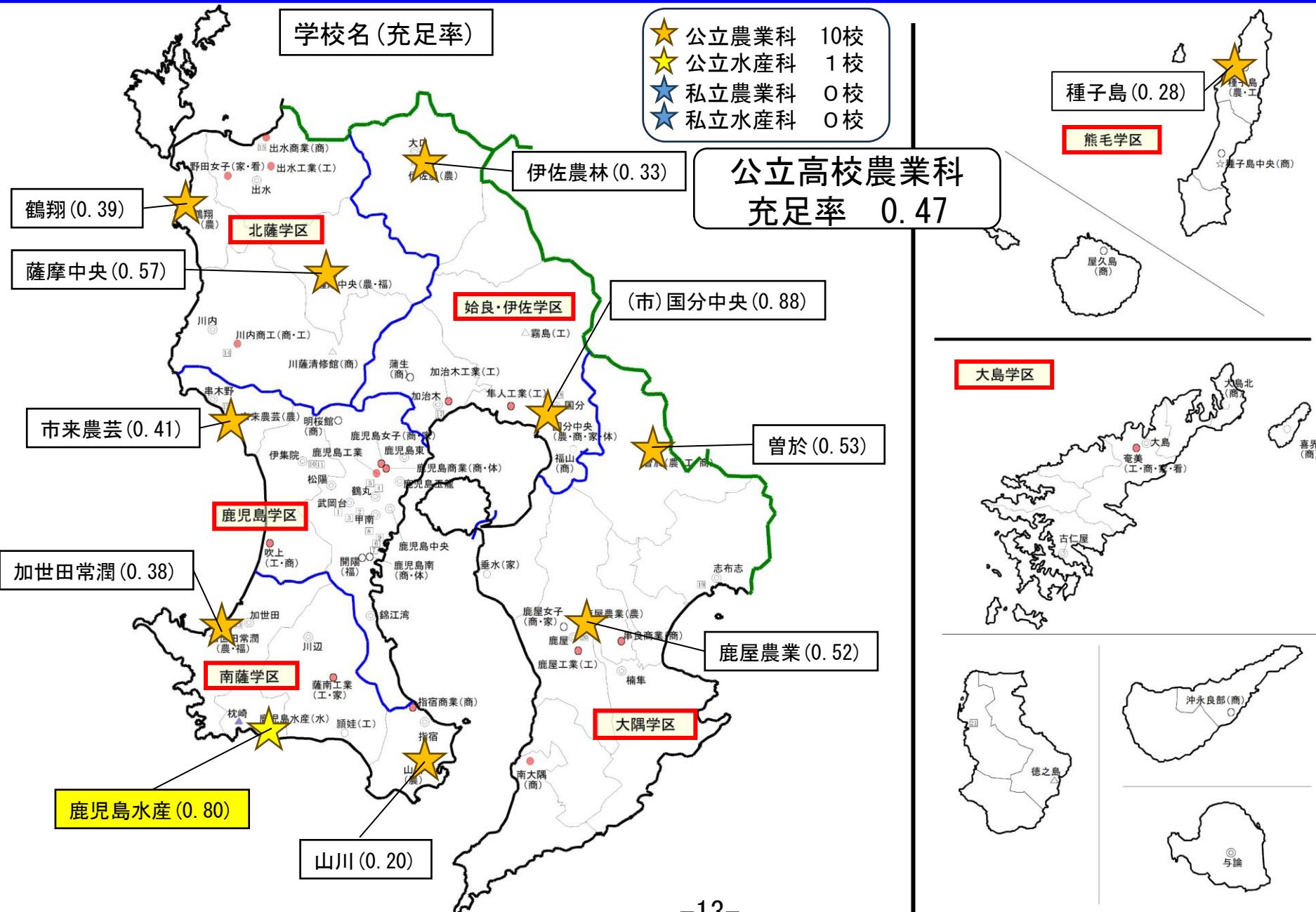


■ 高校の配置（全日制・普通科）《令和7年度》

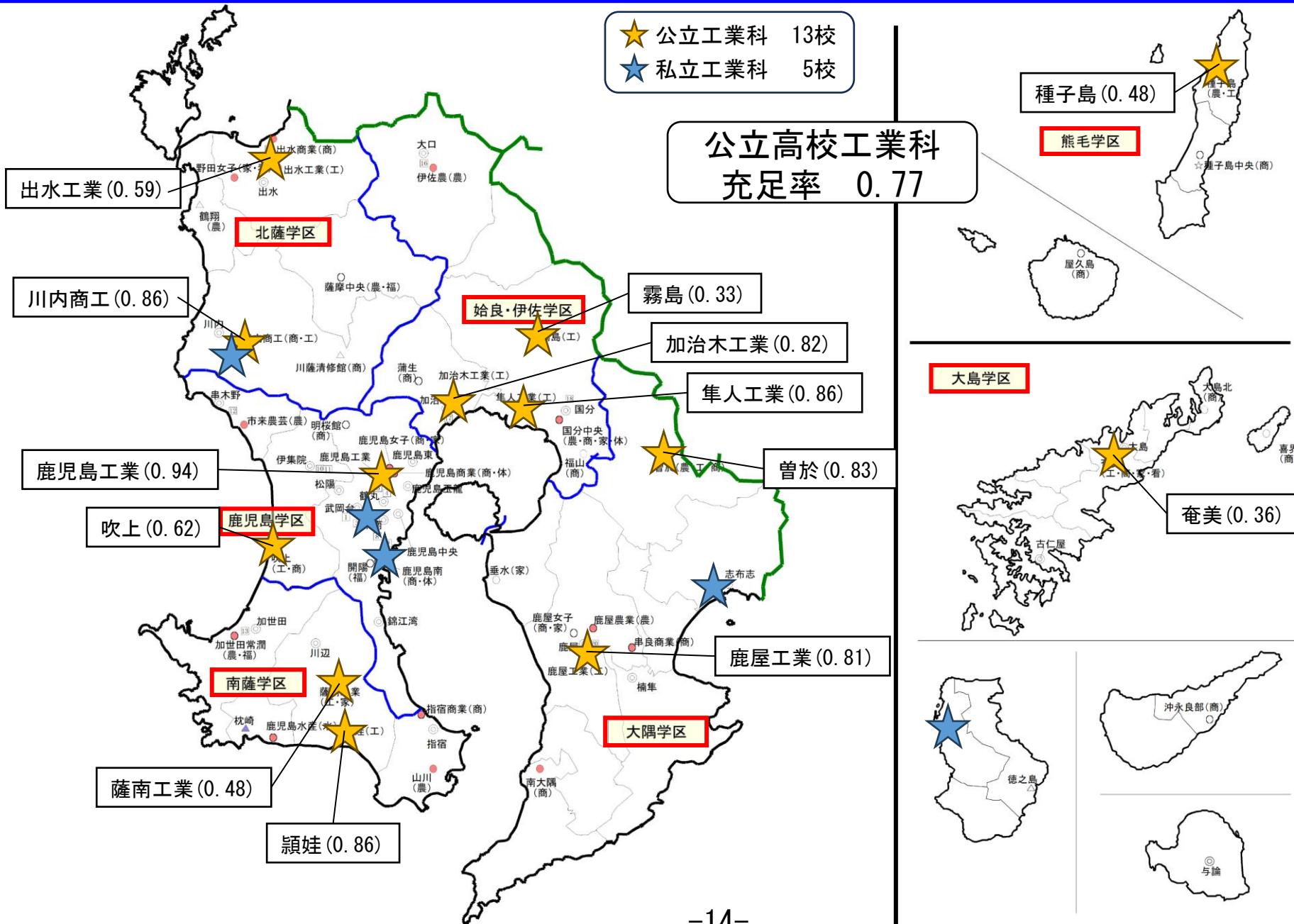


学校名(充足率)	
<u>鹿児島学区</u>	
鶴丸 (0.99)	甲南 (0.99)
鹿児島中央 (0.99)	錦江湾 (0.70)
武岡台 (0.98)	開陽 (0.77)
松陽 (0.95)	鹿児島東 (0.66)
鹿児島南 (0.99)	伊集院 (0.77)
串木野 (0.52)	
(市)鹿児島玉龍 (0.97)	
<u>南薩学区</u>	
指宿 (0.60)	頬娃 (0.46)
加世田 (0.66)	川辺 (0.50)
<u>北薩学区</u>	
川内 (0.98)	薩摩中央 (0.34)
出水 (0.72)	
<u>始良・伊佐学区</u>	
大口 (0.46)	蒲生 (0.55)
加治木 (0.98)	国分 (0.87)
福山 (0.26)	
<u>大隅学区</u>	
曾於 (0.63)	志布志 (0.66)
楠隼 (0.56)	鹿屋 (0.93)
垂水 (0.20)	
(市)鹿屋女子 (0.94)	
<u>熊毛学区</u>	
種子島 (0.56)	種子島中央 (0.45)
屋久島 (0.44)	
<u>大島学区</u>	
大島 (0.84)	大島北 (0.66)
古仁屋 (0.40)	喜界 (0.53)
徳之島 (0.54)	沖永良部 (0.56)
与論 (0.55)	

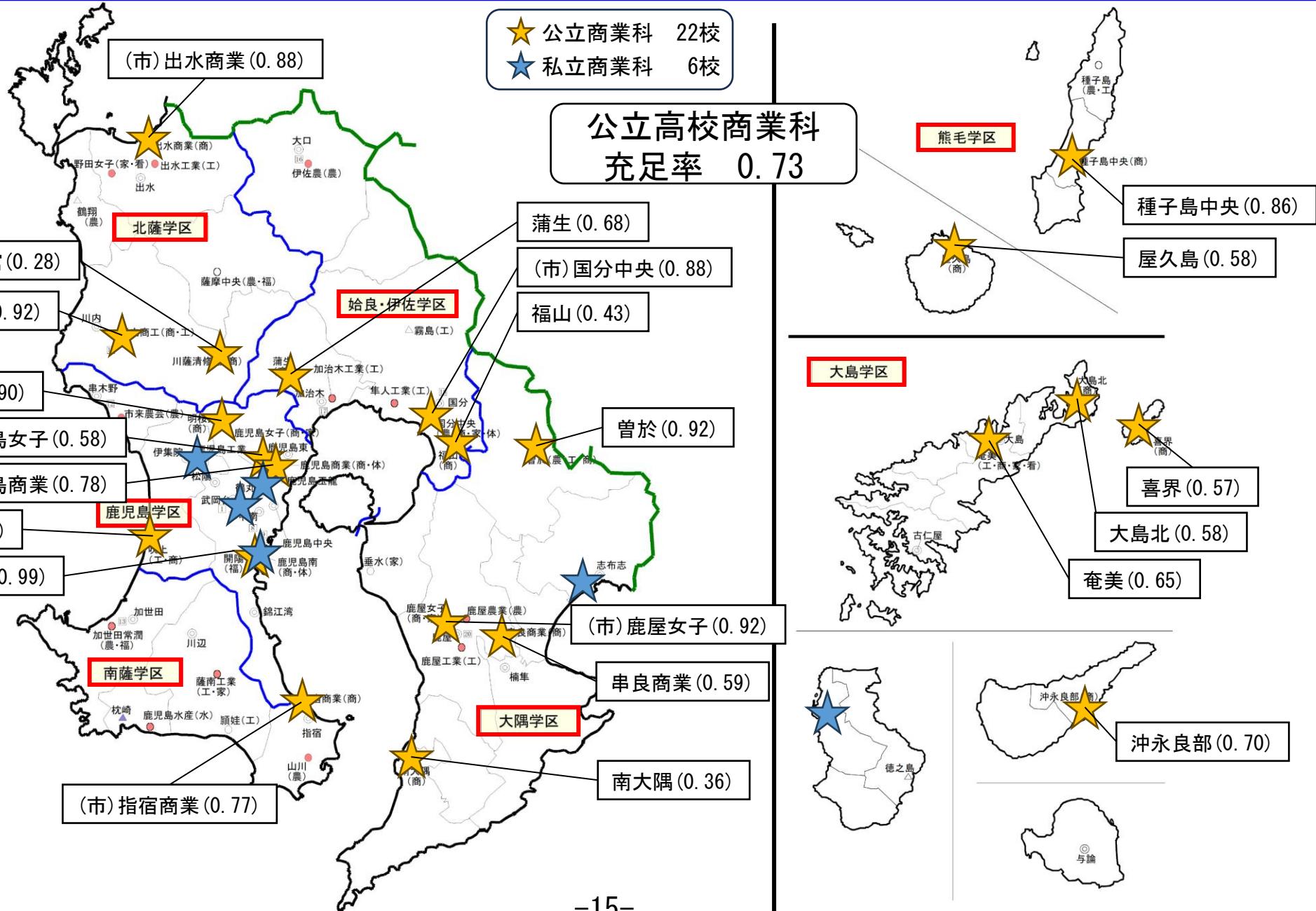
■ 高校の配置（全日制・農業科、水産科）《令和7年度》



高校の配置（全日制・工業科）《令和7年度》



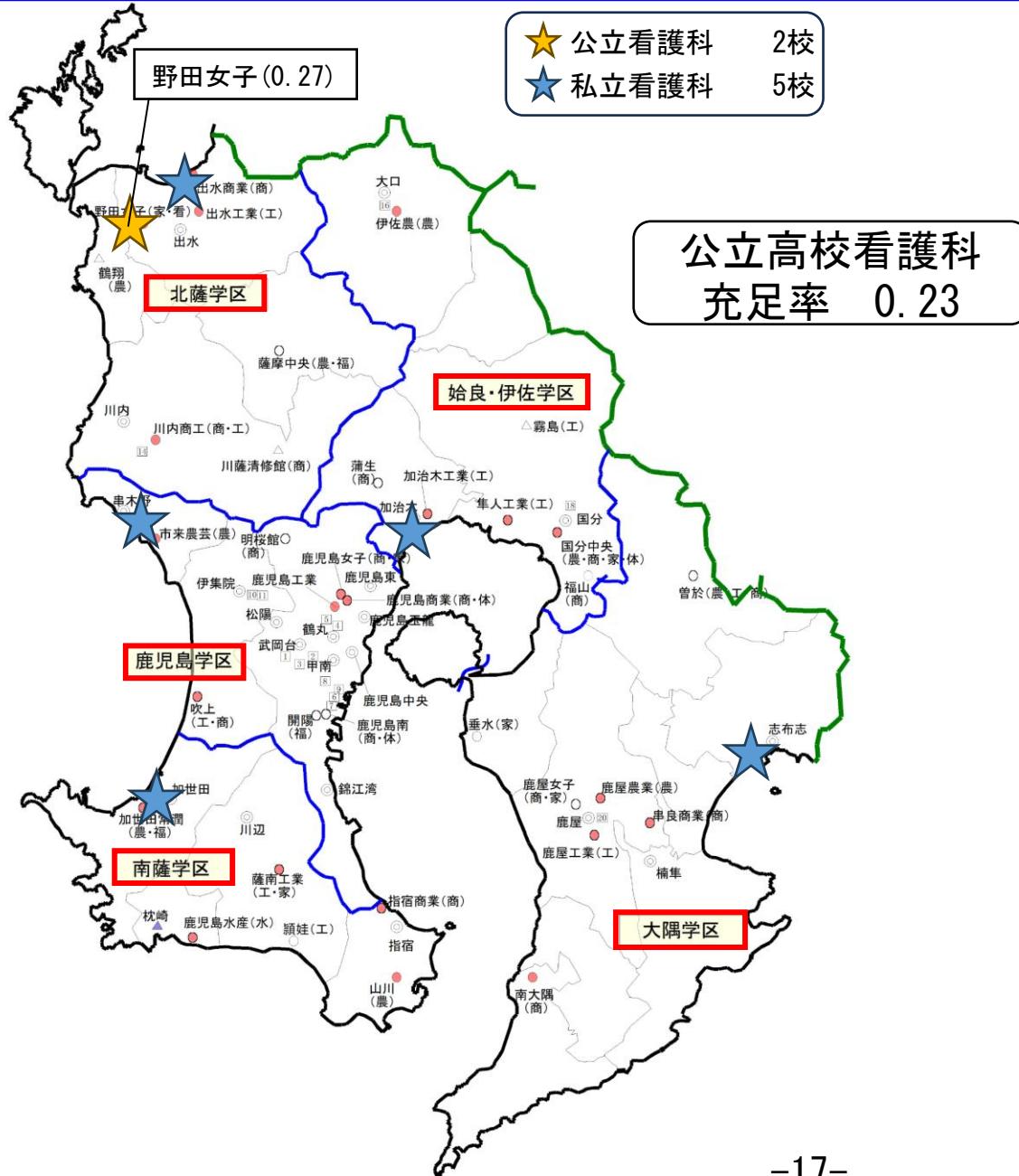
■ 高校の配置（全日制・商業科）《令和7年度》



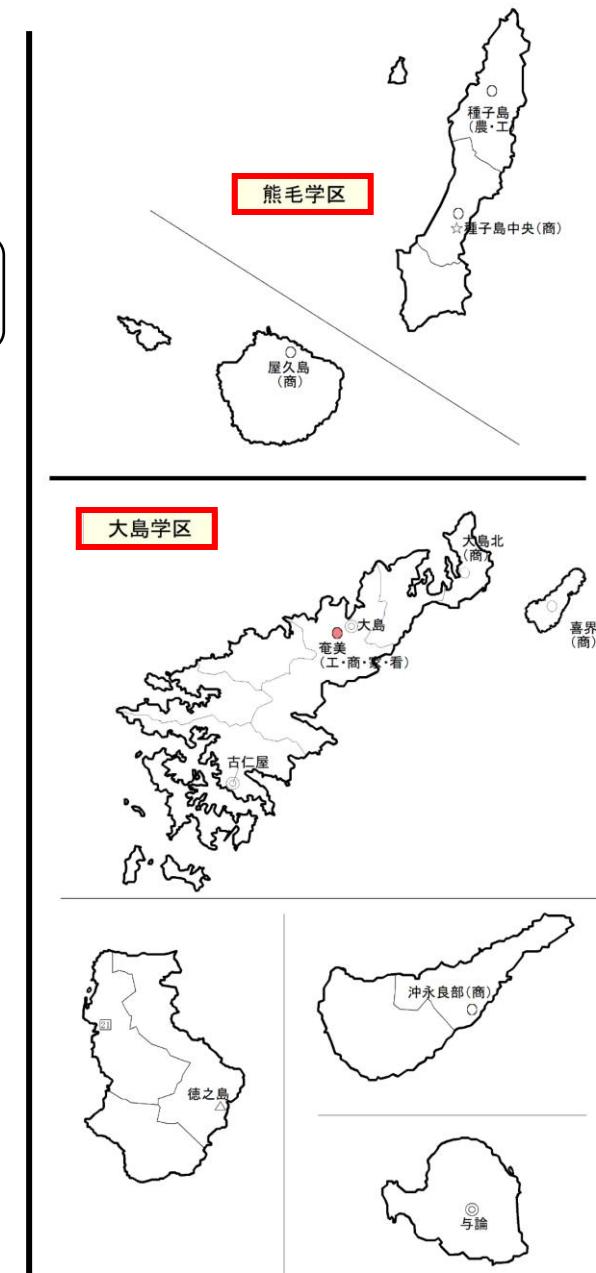
■ 高校の配置（全日制・家庭科）《令和7年度》



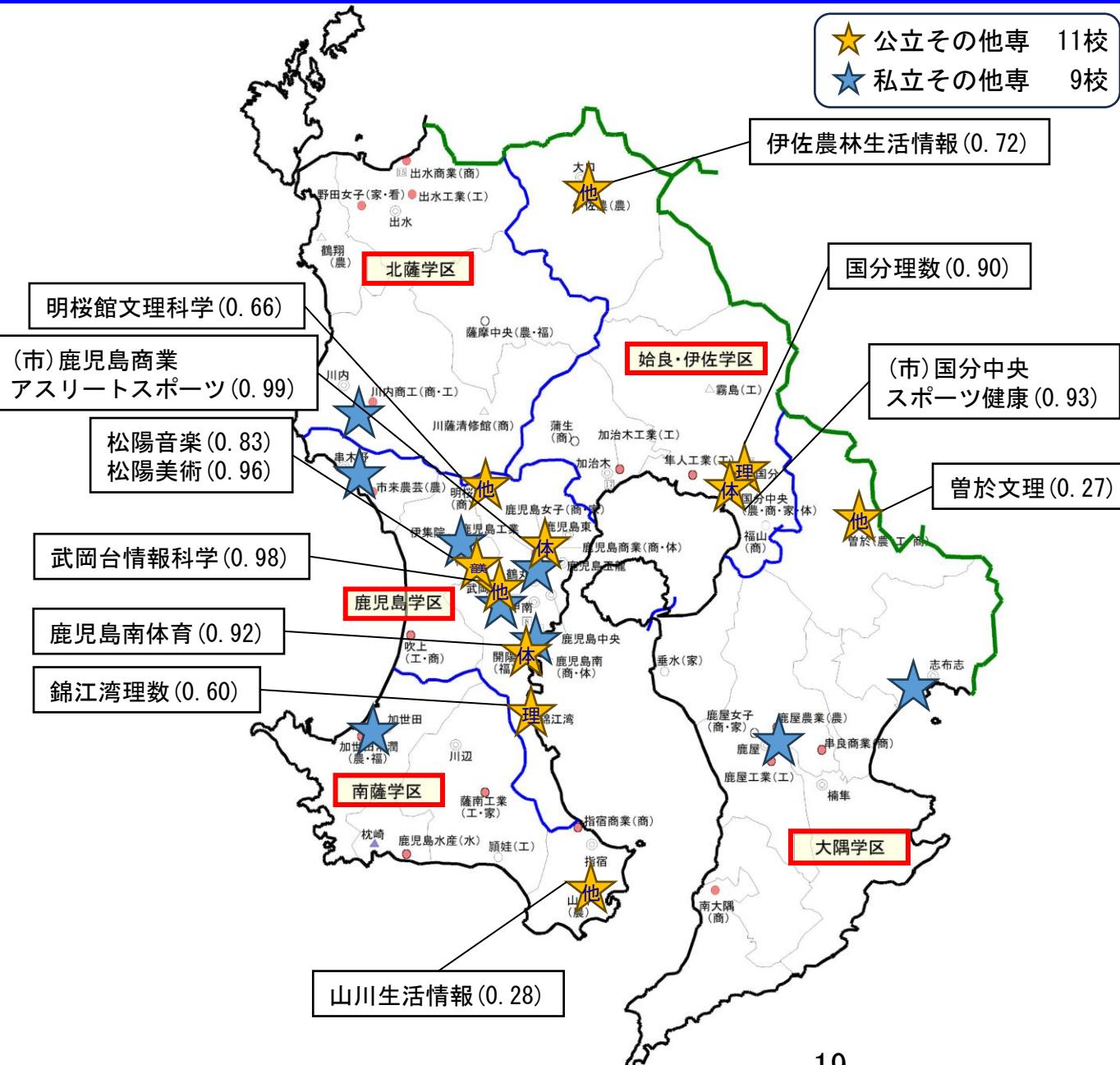
■ 高校の配置（全日制・看護科）《令和7年度》



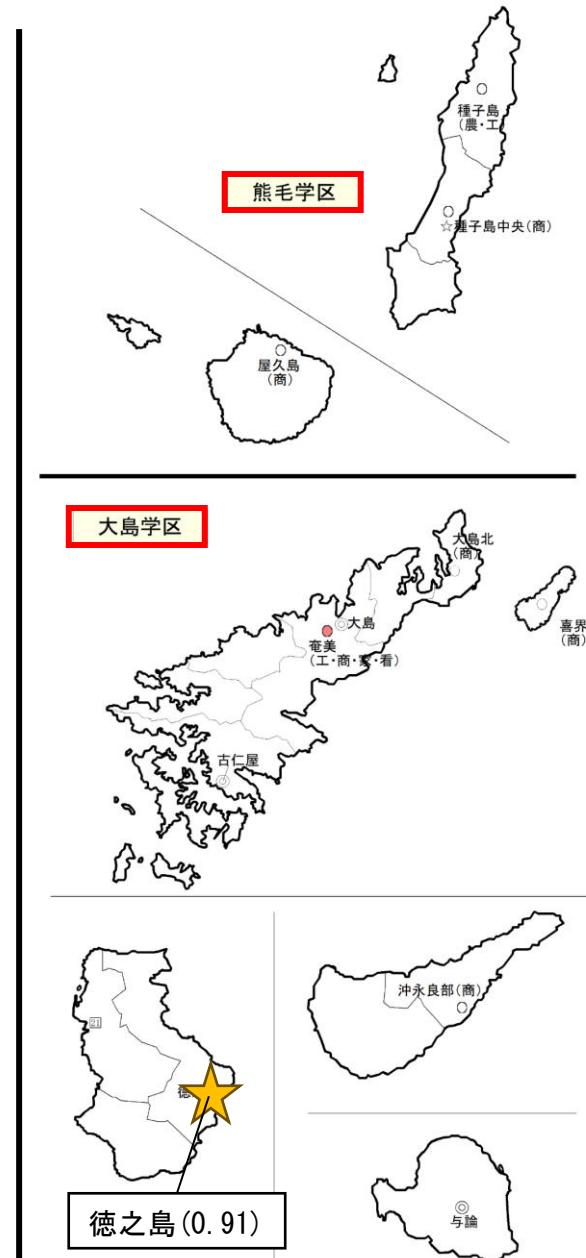
■ 高校の配置（全日制・福祉科）《令和7年度》



高校の配置（全日制・その他専門）《令和7年度》



■ 高校の配置（全日制・総合学科）《令和7年度》



《参考資料》

遠隔授業・学校間連携

《参考資料》遠隔授業

出典：「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ参考資料集」P.87

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】【遠隔授業に関する制度等】

① 遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業【教科・科目充実型】を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができるとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目的開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。
- また、令和6年4月1日より、不登校生徒等が自宅から同時双方向の遠隔授業【学習機会保障型】を受講できるように制度を改正。
- これにより、不登校生徒や病気療養中等の生徒、その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る。



学校教育法施行規則第88条の3



《参考資料》遠隔授業

出典：「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ参考資料集」P.88

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】【遠隔授業に関する制度等】

② 遠隔授業を行う際の主な留意事項

※ 赤字部分は、令和5年度の改正内容

学校教育法施行規則第88条の3

遠隔授業【教科・科目充実型】		遠隔授業【学習機会保障型】
目的	● 多様な科目開設や習熟度別指導等により、学習機会の充実を図る。	● 不登校生徒や病気療養中の生徒等の学習機会の保障を図る。
生徒数	● 同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。	(同左)
配信側	● 受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ● 学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。	(同左)
受信側	● 原則として教員を配置するべきであること。 ※ ただし、以下の場合においては、例外的に、教員配置は必ずしも要しない	(同左)
備考	離島・中山間地域 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合 ・受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる ・受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合	不登校生徒 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所において、遠隔授業を行う場合（不登校生徒の実態に配慮し、指導上の工夫をすること。） 病気療養中等の生徒 病気療養中等の生徒に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	● 単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。	(同左)
対面授業時数	● 遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。具体的には、各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を確保。	(同左)
備考	※ ただし、以下の場合においては、例外的に、対面授業の時間数を年間1単位以上とするこ認められる 離島・中山間地域 以下を全て満たす場合 ・メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う ・同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある ・配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合	病気療養中等の生徒 病期療養中等の生徒であって、病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと校長が認める場合
単位上限	● 36単位を上限（※）とする。	● 不登校生徒の遠隔授業は、36単位を上限（※）とする。 ● 病気療養中等の生徒の遠隔授業は、上限なし。
備考	(※) 不登校生徒のための遠隔授業は含まない。	(※) 不登校生徒 ①不登校生徒が遠隔授業にて修得する単位数、②不登校生徒が通信教育により修得する単位数及び③全日制課程の生徒が通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位まで（①+②+③=36単位）

《参考資料》遠隔授業

出典：「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ参考資料集」P.89

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】【遠隔授業に関する制度等】



③ 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における病気療養中の生徒等に対し同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例として、令和元年11月には受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととともに、令和2年4月には修得単位数の上限（36単位）の算定に含めないこととする制度改革を実施。令和5年3月には、同時双方向型を原則としつつ、事前に収録した動画を視聴するオンデマンド型の授業による単位認定を可能とする告示改正を行い、令和5年4月より施行。

(参考) 関係法令抜粋 学校教育法施行規則(昭和22年 文部省令 第11号)

第88条の3	高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。		
第88条の4	高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる。		
第96条	校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、(略)		
2	前項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、次に掲げる単位数はそれぞれ36単位を超えないものとする。 ① 第88条の3に規定する授業の方法により修得する単位数のうち、次号に掲げるもの以外のもの ② 第88条の3に規定する授業の方法により修得する単位数（高等学校が、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間当該高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒に、その学修の継続のため、当該授業を自宅その他特別な場所で履修させる場合に係るものに限る。）		
3	第1項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、次の各号に掲げる単位数の合計数は36を超えないものとする。 ① 前項第2号に掲げる単位数 ② 第88条の4に規定する方法により修得する単位数 ③ 次条の規定に基づき加えることのできる単位数（高等学校の全日制の課程の生徒が当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の通信制の課程において修得したものに限る。）		
4	疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについて高等学校の全課程の修了を認める場合においては、前2項の規定によらないことができる。		

(参考) 関係法令抜粋 学校教育法施行規則第八十八条の三(同令第百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業(平成27年 文部科学省告示第92号)

1	学校教育法施行規則第八十八条の三(同令第百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。)が履修せ POSSIBILITY できる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであつて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものとする。この場合において、(略)
2	前項の規定にかかわらず、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒に対して行う授業については、当該高等学校が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しない。

学校間連携・定通併修

高等学校等においては、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、高等学校教育の一層の充実を図ることを目的として、生徒の在学する高等学校等での学習の成果に加えて、在学する高等学校等以外の場における体験的な活動等の成果を各校長の判断によって、高等学校等の単位として認定することが可能。

学校間連携・課程間併修

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

定通併修

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

◇学校間連携および課程間併修、定通併修の整理

在籍	当該高等学校			他の高等学校		
	全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制
全日制	—	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)
定時制	(2)	—	(4)	(1)	(1)	(4)
通信制	(2)	(3)	—	(1)	(3)	(3)

- ①学校間連携
(学校教育法施行規則第97条第1項・第2項)
- ②同一校内の課程間併修
(学校教育法施行規則第97条第3項)
- ③通信制課程における定通併修
(高等学校通信教育規程第12条第1項)
- ④定時制課程における定通併修
(高等学校通信教育規程第12条第2項)

《参考資料》遠隔授業

出典：「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ参考資料集」P. 105

全日制・定時制課程に在籍する生徒に対する遠隔・通信教育に係る制度・特例

制度・特例名	教育の手法	教育を受ける場所	単位上限
<p>遠隔授業 【教科・科目充実型】 ※学校教育法施行規則 第88条の3</p>	<p>同時双方向型のみ ※告示において規定</p> <p>※相当の時間数の対面指導が別途必要 ※告示において規定</p>	<p>教室等</p> <p>※受信側に当該高校の教員を配置することが原則 ※病気療養中等の生徒の場合は、病院・自宅等も可 (通知において記載)</p>	<p>36単位 (病気療養中等の生徒の場合は、上限無し) ※学校教育法施行規則第96条2項</p>
<p>(全日制) 学校間連携・同一校課程間併修 ※学校教育法施行規則第97条</p> <p>(定時制) 定通併修 ※高等学校通信教育規程 第12条</p>	<p>通信制課程の併修等による通信の方法 (メディア利用として、同時双方向型又はオンデマンド型のオンライン教育もあり得る)</p> <p>※別途、学習指導要領に沿って直接指導を行うことが必要</p>	<p>制約なし (直接指導を除く)</p>	<p>36単位 ※学校教育法施行規則99条</p> <p>ただし、定通併修は上限なし</p>
<p>不登校生徒・病気療養中等の生徒への遠隔授業・通信教育 ※学校教育法施行規則第88条の3 ※学校教育法施行規則第88条の4</p>	<p>・遠隔授業 ・通信教育 (高等学校の通信制の課程において提供される添削指導、直接指導及び試験の方法による教育)</p> <p>※通知において記載</p>	<p>制約なし (直接指導を除く)</p>	<p>36単位 ※不登校生徒が学修継続のため、自宅その他特別な場所(教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等)で遠隔授業を履修し、修得する単位、施行規則第88条の4に基づく通信教育により修得する単位及び全日制の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位の合計が36単位以下 ※不登校生徒の場合に限る ※病気療養中等の生徒の場合は、上限無し ※学校教育法施行規則第96条3項</p>

『県立高校の将来ビジョン検討委員会』

これまでの検討事項（確認）

I 生徒の多様な学びのニーズへの対応

1 不登校生徒の学習機会の確保

- (1) 全日制における学びの充実
- (2) 定時制における学びの充実
- (3) 通信制における学びの充実
- (4) 学びの多様化学校

2 全ての生徒の学びの充実

- (1) 普通科の学びの充実
- (2) 専門学科の学びの充実
- (3) 総合学科の学びの充実
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 国際理解教育の充実
- (6) 単位制高校

II 生徒数減少への対応

1 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化

○ 魅力ある県立高校とは

2 少子化が加速する地域における高校教育の在り方

- (1) 通学区域
- (2) 学校の配置
- (3) 学校の規模
- (4) 小規模校の教育条件の改善
- (5) 通学支援、寮